

子どもを犯罪の被害から守る条例

平成二十七年七月十日
宮城県条例第六十三号

子どもを犯罪の被害から守る条例をここに公布する。

子どもを犯罪の被害から守る条例

(目的)

第一条 この条例は、子どもが、その心身の未成熟のため犯罪の危険を回避する能力が低いことに鑑み、子どもを犯罪の被害から守ることについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為を規制し、もって子どもが安心して安全に生活できる健全な地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 十三歳に満たない者をいう。

二 保護監督者 親権を行う者、未成年後見人又は学校の職員その他の者で、子どもを現に保護し、若しくは監督するものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、県民、事業者及び市町村と連携して子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を策定し、実施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、子どもを犯罪の被害から守ることに関し理解を深めるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し子どもに対する犯罪の防止に配慮するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供、助言その他の必要な支援)

第六条 県は、県民及び事業者が子どもを犯罪の被害から守るために行う自主的な活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、子どもを犯罪の被害から守るために市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が子どもを犯罪の被害から守るための施策を実施する場合には、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の禁止)

第七条 何人も、保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対し、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすることにより、人目につかない場所又は人気のない場所へ誘い出し、又は誘い込もうとすること。

二 義務のない行為を行うことを要求すること。

三 言い掛かりをつけ、又はすごむこと。

四 身体、衣服、所持品等をつかみ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

(禁止行為に係る通報)

第八条 前条の規定に違反したと認められる者を発見した者は、速やかに、保護監督者又は警察官に通報するよう努めるものとする。この場合において、当該通報を受けた保護監督者は、速やかに、これを警察官に通報するよう努めるものとする。

(罰則)

第九条 第七条第三号又は第四号の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(適用上の注意)

第十条 この条例の適用に当たっては、県民が子どもを犯罪の被害から守るために助け合うことができる関係を損なうことがないよう配慮し、防犯に関する活動等が阻害されることのないよう十分留意しなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。